

印西地区消防組合

地球温暖化対策実行計画

(第3次 平成26年度～平成29年度)



平成26年3月

印西地区消防組合

目 次

1．実行計画策定の趣旨・背景	
(1) 地球温暖化問題	1
(2) 地球温暖化対策に関する国際的な動向と国の対応	1
(3) 実行計画策定の根拠	2
2．実行計画の基本的事項	
(1) 実行計画の目的	3
(2) 実行計画の対象とする組織・施設	3
(3) 対象となる温室効果ガス	3
(4) 実行計画の期間	3
3．目標設定及び実行計画の取組内容	
(1) 温室効果ガスの総排出量に関する数量的な目標	4
(2) 実行計画の取組内容	6
グリーン購入法の推進	6
公用車の適正な維持管理の推進	6
省エネルギー・省資源対策の推進	7
廃棄物の減量化・資源化の推進	7
庁舎・施設等の適正な維持管理の推進	7
職員に対する研修	7
4．実行計画の推進体制の整備と実施計画の点検	8
(1) 推進体制	8
(2) 推進手法	8

(3) 点検・評価	8
(4) 実行計画の見直し	9
5 . 実施状況の公表	9
参考 第2次実行計画期間における結果	10

1. 実行計画策定の趣旨・背景

(1) 地球温暖化問題

地球温暖化とは、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、その主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加とされています。地球温暖化は、地球全体の気候に大きな変動をもたらすものであり、日本においても平均気温の上昇、農作物や生態系への影響、暴風、台風等による被害も観測され、私たちの生活に甚大な被害を与えるものとされています。

「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」は、平成25年9月に最新の知見をとりまとめた第5次評価報告書の第1作業部会報告書を公表しました。この中では観測事実として、気候システムによる温暖化については疑う余地がないこと、人間による影響が20世紀半ば以降に観測された地球温暖化の支配的な要因であった可能性が極めて高いことなどが示され、早い段階でのCO₂の排出削減の必要性を訴えています。

(2) 地球温暖化対策に関する国際的な動向と国の対応

国際的な地球温暖化防止に関する対策としては、1992年に国連気候変動枠組条約が採択され、同年の国連環境開発会議（地球サミット）では、世界中の多くの国が署名を行い、1994年には条約が発効いたしました。

また、これを受けて締約国会議が第1回目のドイツのベルリン（COP1）から始まり、「温室効果ガスの排出および吸収に関し、特定された期限の中で排出抑制や削減のための数量化された拘束力のある目標」を定めることが決められました。1997年には、地球温暖化防止京都会議（COP3）が開催され、京都議定書が採択されました。この中で国については、温室効果ガスの総排出量を「2008年から2012年」の第一約束期間に、1990年レベルから6%削減するとの目標が定められました。

これらの国際的動きを受けて、国では「地球温暖化対策の推進に関する法律」が平成10年10月に公布され、平成11年4月に施行されています。この法律では、地球温暖化対策への取組として、国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務を明らかにするとともに、国、地方公共団体の実行計画の策定、事業者による算定報告公表制度など、各主体の取組を促進するための法的枠組みを整備するものとなっています。また、地球温暖化対策に関する具体的な取組については、平成10年6月に「地球温暖化対策推進大綱」（旧大綱）が策定され、平成14年3月に新大綱が策定され、その後、京都議定書の発効を受けて、平成17年4月に「京都議定書目標達成計画」が定められました。京都議定書目標達成計画においては、京都議定書で定められた1990年度比6%削減の目標達成に向けた対策の基本的な方針が示されると共に、温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する具体的な対策、施策が示され、特に地方公共団体に期待される事項も示されました。

「京都議定書目標達成計画」は平成24年度末を以て終了しましたが、国は京都議定書第二約束期間には参加せず、平成25年度以降、国連気候変動枠組条約締約国会議（COP16）のカンクン合意に基づき、平成32年（2020年）までの削減目標の登録と、その達成に向けた進捗の国際的な報告・検証を通じて、引き続き地球温暖化対策に積極的に取り組んでいくものとしています。

（3）実行計画策定の根拠

地球温暖化防止実行計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、「法」という。）第20条の3第1項に基づき、都道府県及び市町村は、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下、「実行計画」という。）を策定するものとされています。また、同条第8項、第9項に基づき、都道府県及び市町村は、実行計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表し、同条第10項に基づき、実行計画に基づく措置の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む）を公表しなければならないとされています。

地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3（一部抜粋）

第20条の3 都道府県及び市町村は、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

10 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

○一部事務組合等の地方公共団体の組合

一部事務組合等の地方公共団体の組合についても、地方自治法292条に基づき、都道府県又は市町村の規定の準用により、実行計画を策定しなければなりません。

地方自治法第292条

地方公共団体の組合については、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、都道府県の加入するものにあつては都道府県に関する規定、市及び特別区の加入するもので都道府県の加入しないものにあつては市に関する規定、その他のものにあつては町村に関する規定を準用する。

2 実行計画の基本的事項

(1) 実行計画の目的

実行計画の目的は、温暖化対策法第21条に基づき、地域における温室効果ガスの排出削減に向けた取組の模範となるため、消防組合自らの事務及び事業に伴う温室効果ガスについて消防組合が率先して削減することを目的とします。また組合の取組により、国の地球温暖化対策や都市部におけるヒートアイランド対策の推進にも資することを目的とします。

(2) 実行計画の対象とする組織・施設

区分	組織・施設等
消防本部	総務課、予防課、警防課
消防署	牧の原消防署、印旛消防署、本埜消防署、印西西消防署、印西消防署、白井消防署、西白井消防署

(3) 対象となる温室効果ガス

法第2条第3項において規定されている温室効果ガスは、次の7種類の物質となります。

(ただし、三ふっ化窒素(NF₃)については、平成27年4月1日以降対象となります)

このうち、当組合で対象とする温室効果ガスは、**二酸化炭素**とし、排出量の削減に努めます。

ガス種類	人為的な発生源
二酸化炭素 (CO ₂)	電気の使用や暖房用灯油、自動車用ガソリン等の使用により排出される。
メタン (CH ₄)	自動車の走行や、燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋立等により排出される。
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却等により排出される
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコンの使用・廃棄時等に排出される。
パーフルオロカーボン (PFC)	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。
三ふっ化窒素 (NF ₃)	半導体製造でのドライエッチングやCVD装置のクリーニングにおいて用いられている。

(4) 実行計画の期間

実行計画の目標年度は、平成29年度とします。

第2次実行計画(平成20年から平成24年の5箇年間 平成25年度1年間延長)の評価を踏まえ、平成26年4月1日から平成30年3月31日までの4箇年を第二次改定実行計画とします。

実行計画の実施に当たっては、第一次改定実行計画期間（平成20年～平成25年）の期間内で、平成23年度中の温室効果ガスの総排出量及び電気・ガス等の使用量等を基準としてそれぞれの取組項目の削減目標等を定め、目標年度においてその達成を図るものとします。

3 目標設定及び実行計画の取組内容

(1) 温室効果ガスの総排出量に関する数量的な目標

国の基本方針では、「実行計画には、個別の取組（措置）の目標とともに、温室効果ガスの総排出量に関する数量的な目標を定めるものとする」とされています。

また、個別の取組（措置）についても、実行計画の点検・評価が客観的に判定できるよう、可能な限り数量的な目標を掲げることが望ましいとされています。

本実行計画では、トップダウン方式を基本的な考え方として採用し、国の温室効果ガス総排出量削減目標や、現在までに取り組んできた省資源・省エネルギーの推進等を勘案し、計画期間の4箇年で達成すべき温室効果ガスの総排出量の数量的な目標を定めるとともに、これを達成するための個別の取組（措置）として項目別の数量的目標を表-1のとおり設定しました。

表-1 温室効果ガス総排出量等の削減目標

【温室効果ガス】

取組項目	数量的目標
温室効果ガス総排出量の削減	5%以上削減する（平成23年度比）

参考（目標値）

平成23年度（基準年度）基準値 538,977 kg-CO2

平成29年度（目標年度）目標値 512,028 kg-CO2（平成23年度算出数値 5%）

【個別の取組項目】

取組項目	数量的目標
電気使用量の削減	6%以上削減する（平成23年度比）
ガス使用量の削減	6%以上削減する（平成23年度比）
自動車燃料等使用量の削減	6%以上削減する（平成23年度比） （但し、緊急時等の活動は除く）
水道使用量の削減	6%以上削減する（平成23年度比）
用紙類の使用（購入）量の削減	6%以上削減する（平成23年度比）

- 1 一部事務組合であり、消防という特殊性から限られた範囲での取組となるが、各分野において、温室効果ガスの排出抑制等に直接又は間接的に資する取組を取り上げて体系化し、可能な限り具体的行動を示すこととします。
- 2 「温室効果ガスの排出量抑制対策に直接資する取組」である電気、ガス及び車両燃料等の使用量削減の措置は、消防組合における事務及び事業から排出される温室効果ガスの総排出量を直接的に減じる効果があることから、数量的目標を設定して重点的に取り組むこととします。
- 3 直接的には温室効果ガス排出量の削減量は把握できないが、社会全体でみて温室効果ガスの総排出量を減じる効果がある措置である「温室効果ガスの排出抑制対策に間接的に資する取組」についても、可能な限り数量的目標を設定して取組を進めることとします。

(参考) 本計画で温室効果ガス排出量を算出する際に使用する算出係数

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第三条

(平成22年3月3日一部改正)

排 出 係 数		平成23年度(基準年度)	
		使 用 量	排 出 量
ガソリン()	2.320	37,981.9	88,118.1
軽油()	2.580	21,628.1	55,800.6
灯油()	2.490	4,074.0	10,144.3
液化石油ガス(LPG)(m ³)	3.000	1,587.7	4,763.1
都市ガス(m ³)	2.230	39,833.7	92,414.1
電気(kWh)	0.464	620,122.0	287,736.6
総 排 出 量			538,976.8

電力については、毎年度公表される電気事業者ごとの排出係数を使用することとなっておりますが、第3次実行計画においては、平成23年度(基準年度)における東京電力の排出係数を使用することとしました。

平成23年度(基準年度)総排出量は、第一次改定計画の公表数値では、591,094.8kg-CO₂となっておりましたが、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の算出係数が変更となったことなどから、再計算し算出したものです。

(2) 実行計画の取組内容

印西地区消防組合では、かねてより地球環境の保全を視野に入れ、紙の使用量の削減、ごみ減量とリサイクルの推進、燃料、電気・ガス・水道使用量の削減などを目標に推進してまいりました。

これまでの推進とともに、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出抑制等のため実行すべき措置について定める計画（政府の実行計画）」に準じ、温室効果ガスの排出量削減等のための措置を定めた実行計画（印西地区消防組合地球温暖化対策実行計画）を平成13年に策定し、「印西地区消防組合地球温暖化対策推進会議（以下「推進会議」という。）」を設置し、事務事業活動に伴い排出される温室効果ガスの削減に向けて取組を開始し、その推進を図ってまいりました。本計画においても、引き続き、次に示すような基本的な考え方に基づいて、温室効果ガスの排出抑制等のために取組ます。

グリーン購入の推進

財（物品）やサービスの購入に当たっては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律「グリーン購入法」（平成12年法律第100号）に基づく環境物品等の調達に努め、また、その使用に当たっても、温室効果ガスの排出の抑制等に配慮しつつ、以下の措置を進めます。

OA機器及び事務用品の購入に当たっては、国際エネルギースタープログラム基準に適合する機器や、エコマーク認定品を購入するなど、環境物品の導入を図る。

印刷物を発注する際に、使用する用紙、インキ、表面加工、印刷物への表示など環境に配慮した仕様として、印刷業者へ指示を徹底させる。

公用車を導入する際は、低公害車とする。

公用車の適正な維持管理の推進

公用車の走行ルート合理化、相乗りなど、公用車の効率的利用を図る。

出張等の際は、公共交通機関の利用に努める。

車両整備の徹底、タイヤの空気圧など適正管理に努める。

車両の運転に当たっては、経済走行に心がけ、空ふかし、不要なアイドリングを防止する。

公用車の使用に当たっては、車一台ごと走行距離・給油量等を記録し、適正な利用管理に努める。

低公害車のない車両等を購入する際は、できる限り環境への負荷の少ないものの購入に努める。

消防組合の委託業務等で使用する車両についても、環境負荷の少ない車種の使用を受注者に促す。

省エネルギー・省資源対策の推進

不必要な照明の消灯やO A 機器の電源を切ることを徹底する。

O A 機器については、待機中も電力を消費する電化製品の主電源は切り、節約待機モード機能付電気機器は、こまめな切替を行う。

庁舎内照明(パソコン等含む)の昼休み消灯や時間外における不要箇所の消灯を行う。

トイレ・給湯室・書庫等使用の都度点灯するよう徹底する。

冷房温度は28℃、暖房時は室温が20℃となるよう設定するとともに、運転時間をできるだけ短縮する。

夏季の軽装(クールビズ)や冬季の重ね着(ウォームビズ)を行い、空調機器の使用を抑制する。

エレベーターの職員使用は、特別な事情を除き原則禁止とする。

日常的な節水に努める。

庁舎の新設、大規模改修時においては、太陽光発電など、再生可能エネルギーの導入を積極的に検討し、省エネルギー化を推進する。

廃棄物の減量化・資源化の推進

コピー、プリントアウトについては、両面使用を積極的に実施する。

内部資料の作成(コピー、プリントアウト)については、裏紙使用とする。

庁内情報システム(各課連絡・メール等)を利用し、ペーパーレス化に努める。

各所属においてパンフレット、計画書等の印刷物の部数を見直しする。

使用済みの封筒は再使用に努める。

プラスチック容器やレジ袋の持込を自粛する。

ごみの分別に努め、ごみの資源化を推進する。

割り箸の使用をやめ、マイ箸を使用する。

庁舎・施設等の適正な維持管理の推進

敷地内、施設内の緑化を推進する。

工事発注の際には、低騒音型機械を導入するなど工事車両の騒音・振動・粉塵等の公害の発生防止に努める。

透水性舗装の導入、浸透マス設置など、雨水の地下浸透の促進に努める。

職員に対する研修

計画推進責任者及び実施責任者を対象として、地球温暖化対策に関する知識の普及と「実行計画」の推進に関する研修

職員を対象として、地球温暖化対策に対する認識と「実行計画」の理解を深めることを目的とした研修

新規採用職員を対象として、環境に対する認識と「実行計画」の理解を得ることを目的とした研修

4 実行計画の推進体制の整備と実施計画の点検

(1) 推進体制

本実行計画を実施・運用していくためには、各所属単位で取組を推進することが必要であることから、基本的に以下のような推進体制で取り組んでいくこととします。

ア 推進会議の事務局は、消防本部総務課内に置く。

イ 所属長は、推進会議を構成する委員について、計画推進責任者及び実施責任者(以下、「計画責任者等」という。)各1名を選定し、事務局長へ報告するものとする。
ただし、消防本部は、計画責任者等を各1名選出することとする。

ウ 各所属は、計画責任者等を中心に計画を実施・運用することとする。

(2) 推進手法

各所属における推進手法については、下記のとおりとします。

ア 印西地区消防組合の全職員が自らの業務を遂行する中で、「地球温暖化対策取組項目」に従って、環境負荷の低減を図るべく実践する。

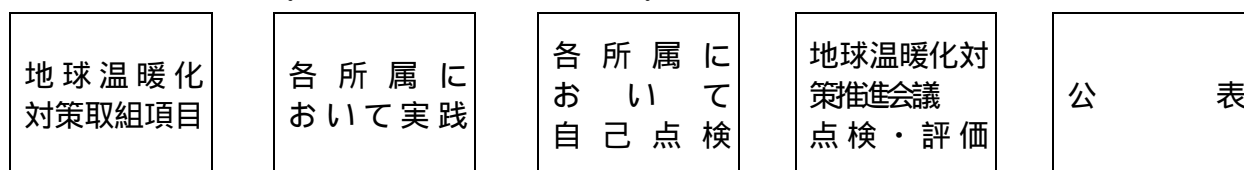
イ 各所属の計画責任者等は、所属単位で自己点検を行い、各年度に消費した電気、ガス及び燃料(庁舎・車両)の使用状況について、毎年4月末までに事務局へ報告する。

(3) 点検・評価

各所属からの取組に関する報告に基づき、推進会議において取組状況や数量的目標の達成状況について毎年把握し、総合的に点検、評価します。

総合的点検・評価の方法は、PDCAサイクル(図-1)により実施します。

図-1 取組の流れ(PDCAサイクルによる)



(4) 実行計画の見直し

目標や取組内容の変更、改善などが生じた場合は、本実行計画の見直しを行い、次年度により効果的な取組を図っていくこととします。

5 実施状況の公表

本実行計画の見直しや取組状況（結果）については、毎年公表します。

(参考) CO₂ 排出量 (H20～H25)

第2次実行計画期間(平成20年度～平成25年度)における結果

	H18(基準)	H20	H21	H22	H23	H24	H25
ガソリン	68,228.9	81,650.1	81,260.3	88,849.0	88,118.1	91,591.3	95,186.8
軽油	54,299.5	58,035.6	55,918.7	62,510.6	56,665.8	62,113.6	68,235.3
灯油	32,947.9	26,037.2	36,599.3	25,719.2	10,144.3	8,971.5	9,737.4
液化石油ガス	5,819.4	5,258.7	5,009.7	5,014.8	4,763.1	1,776.0	1,989.0
都市ガス	111,878.3	92,619.5	98,582.9	114,032.7	87,235.8	106,758.1	79,192.6
電気	448,065.4	403,251.9	381,185.7	429,984.6	344,167.7	224,959.2	339,015.1
総排出量	721,239.4	666,853.0	658,856.5	726,380.9	591,094.8	516,169.8	593,356.2
削減率	100	92.5	91.4	100.7	82.0	71.6	82.3

平成22年の東日本大震災による節電の影響など、単純比較はできませんが、期間内の削減率は、最終年度(H25)の数値が、平成18年度比17.7%の削減となりました。

